

別表六（二十二）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する法人が措置法第42条の11第2項、第3項又は第4項（情報基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、次に掲げる事業年度において、法人税額がないためその後の事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。

 - (1) 情報基盤強化設備等を事業の用に供した事業年度（供用年度）
 - (2) 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある事業年度
- 2 「種類1」には、情報基盤強化設備等の耐用年数省令別表第一から別表第三までに定める種類を記載し、「情報基盤強化設備等の名称2」には、措置法規則第20条の5の2第1項各号（情報基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除の対象範囲）に掲げる情報基盤強化設備等の名称を記載します。
- 3 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額6」には、法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときに、その積み立てた金額（積立限度超過額を除きます。）を記載します。
- 4 「リース契約期間の月数10」は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。
- 5 「リース費用の総額11」には、情報基盤強化設備等のリース契約期間において支払われる費用の額（当該設備の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。
- 6 「基準取得価額の合計額13」の欄の外書には、措置法第42条の11第1項（情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却）に規定する情報基盤強化設備等の「差引改定取得価額7」の金額の合計額を記載し、「改定リース費用の総額の合計額18」の欄の外書には、情報基盤強化設備等の「リース費用の総額11」の金額の合計額を記載します。
- 7 「当期税額基準額残額22」欄は、「13～17」の各欄の記載がある場合には、「(21)又は」を消し、「13～17」の各欄の記載がない場合には「又は(21)～(17)」を消してください。
- 8 「前期繰越分24～26」の各欄は、前期以前において生じた情報基盤強化設備等に係る繰越税額控除限度超過額を有する場合に、措置法第42条の11第4項の規定により当該超過額について当期において法人税額の特別控除の規定の適用を受けるときに記載します。
- 9 当期に、情報基盤強化設備等で事業の用に供したものがなく、前期以前から繰り越された繰越税額控除限度超過額につき法人税額の特別控除の適用を受ける場合には、「当期税額基準額21」欄から記載を始めます。
- 10 「前期繰越額又は当期税額控除限度額28（若しくは31又は34）」の「計」までの各欄は、前事業年度分のこの明細書の「翌期繰越額30（若しくは33又は36）」の金額のうち、当期首前1年以内に開始した事業年度又は連結事業年度のものを移記します。
- 11 「当期控除額等29（若しくは32又は35）」の各欄の外書には、措置法令第27条の11第13項（連結納税の承認を取り消された場合に繰越税額控除限度超過額から控除する金額）の規定の適用を受ける場合に、同項に規定する控除未済超過額を記載します。この場合においては、翌期繰越額の計算は、当該控除未済超過額を含めたところで計算します。
- 12 「当期控除額等32（又は35）」の各欄の外書には、措置法令第27条の11第12項（繰越税額控除限度超過額から控除する金額）の規定の適用を受ける場合（11の場合を除きます。）に、別表六(二十三)の「供用廃止設備を事業の用に供しなくなった事業年度又は連結事業年度後の繰越税額控除限度超過額の調整額31」の金額を記載します。この場合においては、翌期繰越額の計算は、当該金額を含めて計算します。
- 13 「情報基盤強化設備等の概要」には、その機械設備等が事業基盤強化設備等に該当することの詳細を記載します。この場合、この欄の記載に代えてできるだけ「特別償却の償却限度額の計算に関する付表」の所要欄を記載し添付することとしてください。